

# マルナカ新香西店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月10日

香川県知事 浜田 恵 造

## 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ新香西店 高松市香西本町1番176ほか	
大規模小売店舗内の面積の合計	廃止前	4,849㎡
	廃止後	0㎡ ※既存隣接店舗と一体化するため
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日	平成25年4月30日	

## 2 届出年月日

平成24年8月31日